

国立公文書館所蔵の内務省関係資料について

立本 紘之

はじめに

本誌『北の丸』では、省庁・政府機関から国立公文書館（以下「当館」と表記）へと移管された文書に関する論稿を多数発表してきた¹。本稿もその流れに位置付けられるが、これまでの論稿とやや趣を異にしている。

本稿で分析の対象となる「内務省」は、敗戦後の一九四七（昭和二二）年末に、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の民主化政策に基づいて廃止・解体された、現存しない省庁であるという一つの特徴がある。

そしてもう一つ、内務省関係の文書を含む資料が、当館にはまとまった形で所蔵されておらず、他省庁から移管された文書の中に、分散する形で存在しているという特徴がある。この特徴もまた内務省の解体という事象に深く関連している。

内務省は、一九四七年末に完全に解体されただけでなく、解体に伴って同省が持っていた機能も、複数の省庁へ分割継承された。それに付随して同省が所蔵していた関連文書もまた、機能を引き継いだ複数の省庁に分割されて各々の省庁へと引き継がれることになったのである²。裏を返せば現在複数の省庁が所管している行政領域は、戦前期において内務省という一組織が、まとめて所管していた形になるのである。

後でも触れるが、内務省が解体された後、同省内の他部局の所管業務を継承した、警察庁・総務省・厚生労働省などに代表される各省庁は、現在の日本においてもなお、広範な行政領域を司る省庁機構の中枢に位置する巨大な組織群である。この点からも、近代日本の行政領域における内務省という組織の大きさや重要性を逆にうかがい知ることができる³。そして、近代日本の行政領域の中枢と言っても過言ではない組織であった内務省に関連する文書資料群もまた、近代日本の内政について考える上で欠くことの出来ないものである⁴。

こうした点を踏まえた上で、本稿で対象とする内務省関係資料について考えるに当たり、念頭に置いておくべきことが存在する。それは、現在の当館における移管文書資料の保存・公開が、原則的に資料の移管元単位・資料の簿冊単位で行われる形になっていることである。

例えば当館では現在、内務省の警察行政を統轄していた、同省「警保局」の関連資料群が、内務省の警察行政を引き継いだ警察庁からの移管文書群の中に、「内務省警保局文書」（平9警察⁵）という形で存在している。そして同局の所管下にあった全国の警察部長が、一堂に会する形で定期的開催されていた「警察部長会議」の関連資料についても、内務省警保局文書の中に存在している⁶。

しかし同会議の資料は、敗戦後日本に駐留した占領軍に押収され、米国の議会図書館に長らく所蔵された後、一九七〇年代に日本に返還されて、内閣総理府を経由する形で当館へ移管された「米国から返還された公文書」〔返青・内務省等関係〕の中にも存在していることが確認できる。

また、現在「内務省警保局文書」として分類されている資料群中には、例えば「筑後川引水計画工事概算書」(平9警察00802100)など、内務省警保局とは直接関係がないように見える資料も存在している。

以上の例からもうかがえるように、当館所蔵の内務省関係資料は、同一業務に関する資料であつても、移管元組織・移管状況などに準じて区分けされた資料群中に分散・分布している。また一見内務省・省内部局と関係ないように見える資料も、現状では一緒に保存・公開されている。

そもそも当館は、「各省の分類していた方法を崩さないで、向こうの書架におさまっていた形をそのままこちらの書架に移しかえる」方法で移管資料整理・排架をスタートした。だがその後、「アーカイブズ原則・国際標準などを踏まえた整理・排架を行う形となり、現在に至っている。

そして文書の「原秩序」に基づく整理・排架が行われていることから、現在当館が所蔵している内務省関係資料は、内務省という現存しない組織単位で整理・保存されてはならず、同省解体後に所管業務を引き継いだ、複数の後継省庁の資料群の中に分散して存在しているのである。

こうした整理・排架の結果、特定のテーマに基づく既刊の資料集に個別資料が収録される事例はあつても、当館が所蔵する内務省関係資料の実態把握は、困難なものになつていゝと言えるのではないだろうか⁷⁾。

そこで本稿では、内務省の解体経緯などを踏まえながら、解体後に業務を継承した各省庁から当館への、内務省関係資料を含む資料の移管年度・経過や、移管された資料の概要・年代分布などに関する分析を行いたい。

またその際、内務省での文書保存・取扱規程などに触れながら、資料の保存・移管の特徴なども含めて分析を行う。この分析により、内務省解体後に各省庁へと引き継がれた後、それらの省庁を経由して、最終的に当館へと移管された内務省関係資料の実態把握を目指したい。そして同時に、同資料の現状から見えてくるものについても明らかにしていきたい。

さらに、上記した資料移管の経緯などに伴い、当館における内務省関係資料が内務省という枠でまとまらずに、分散しているような状況に対して、本稿の調査・分析を通して、同資料の円滑な利用のために今後考えられるアプローチ・方策の可能性なども示すことが出来ればと考える。

そして最終的には、内務省関係資料の分析・検討などを通して、当館が所蔵している各種資料の利用者に対する、レファレンスの参考となり得るような、意味のある情報を提供することも目指したい。

1. 当館所蔵の内務省関係文書について

1.1 内務省の組織とその変遷

そもそも内務省は、明治新政府の遣米欧使節団(岩倉使節団)の帰国及び「明治六年の政変」などを経た、一八七三(明治六)年一月に創設された。同省の創設に当たっては、政変後の政治と政府機構の再編を主導していた大久保利通を省の長となる「内務卿」に据え、大蔵省・工部省・司法省などの一部所管業務を移管する形で、組織の基盤が形成された。

なお、創設された当初内務省は、勸業・警保・戸籍・郵便・土木・地理の六寮と測量司によって構成される形であった。その後同省は⁸⁾、

- ・宗教：一八七七（明治一〇）年に「社寺局」設置。一九〇〇（明治三三）年に神道関連を司る「神社局」を新設。社寺局は「宗教局」へ組織改編。
- ・地方行政・地方自治：一八八五（明治一八）年に「県治局」設置。同局は一八九八（明治三二）年に「地方局」へ改称。
- ・衛生：一八八五年に「衛生局」設置。
- ・社会事業・労働：一九二〇（大正九）年に「社会局」設置。

など、より広範な領域を司る一大組織に成長していく。その一方で内務省から他省庁に移管された業務も存在し、後述する一九三八（昭和二三）年の衛生・社会事業・労働関連業務などの「厚生省」への移管のほか、

- ・農工商勸業：一八八一（明治一四）年に新設された農商務省へと移管。
- ・監獄行政：一九〇〇年の監獄局廃止と共に司法省へと移管。
- ・植民地行政：台湾・樺太行政の監督業務は、最終的に一九一〇（明治四三）年の内閣「拓殖局」設置に伴って同局へと移管。
- ・国家神道以外の宗教：一九二二（大正一三）年宗教局廃止と共に、文部省に新設された「宗教局」（後に「教化局」に改組）へと移管。

などの領域が、内務省の存在期間中に同省から分離する形となる。

そして組織解体時の内務省は、省内部局・業務の調整、処務統括などを行う「大臣官房」と調査・国土・地方・警保の四局、それに加えて土木・地理関係の試験・調査機関で構成される形の組織となっていた。解体時の部局数だけを見ると、コンパクトな組織にも見えるが、内務省内の各部局が所管する業務領域は、依然として非常に広大なものであった。

一・二 調査・分析対象資料の範囲・現在の所蔵状況

話を進めるに際し、本稿で調査・分析の対象となる「内務省関係資料」について説明をしておく。同資料は文字どおり、内務省と同省所属の部局が同省の存在期間中に作成・受領した資料の総称という形になる。

そして本稿における調査に際しては、資料一点ごとの内容を確認した上で、以下の基準に基づき内務省に関係すると思われる資料を抽出した。

- ・「作成・取得部局」が内務省、及び省内の部局・地方機関であるもの。
- ・内務省・省内の部局が作成・取得した資料であると実際にわかるもの。

この作業過程で、例えば「米国から返還された公文書」の「返赤・旧陸海軍関係」に分類されている資料の中に、明らかに内務省が作成したものと考えられる資料が存在する事例も散見されるに至った¹²。また、本稿で調査対象とした資料は、当館へ移管された資料群のうち、一八七三年～一九四七年の間（内務省が存在していた期間）に内務省内部で作成された資料、または同期間中に内務省が他機関から受領した資料である¹³。

先にも触れたように、内務省という組織が、戦前期日本の行政領域の中に占める割合の極めて大きな組織であったことは事実である。そのため、一九四七年末の同省解体後に、その所管業務を引き継いだ省庁・政府機関からの当館への移管資料の中にも、内務省に関連する各種資料が、相当量存在していると考えるのは、実に自然なことであろう。

しかしながら、現時点における当館所蔵資料中の、内務省各部局に関連する資料の所蔵状況は、以下の表1で示すとおりとなっている¹⁴。

表1 当館における内務省関係資料の所蔵状況

| 内務省内の部局（存在期間） | 所管業務の移管先（移管・廃止された年） | 当館での関係資料の所蔵有無、所蔵資料の概要・備考 |
|--|--|---|
| 所蔵が確認できない部局 | | |
| 勸業寮→勸業局→勸農局（1874（明治7）年～1881年） | 農商務省（1881年） | なし |
| 駅逓寮→駅逓局（1874年～1881年） | 農商務省（1881年） | なし |
| 戸籍寮→戸籍局（1874年～1886年） | 内務省総務局（1886年） | なし |
| 博物館→博物局（1875年～1881年） | 農商務省（1881年） | なし |
| 内局（1876年～1885年） | 内務省官房（1885年） | なし |
| 図書局（1876年～1885年・1890（明治23）年～1891（明治24）年） | 内務省総務局（1885年） 庶務局（1891年） | なし |
| 庶務局（1876年～1885年・1891年～1898年） | 内務省総務局（1898年） 大臣官房（1898年） | なし |
| 社寺局（1877年～1900年） | 内務省神社局・宗教局（1900年。両局に業務を分割継承） | なし |
| 登記法取調掛→登記法取調局（1881年～1884（明治17）年） | 廃止（1884年） | なし |
| 会計局（1885年～1891年） | 内務省庶務局（1891年） | なし |
| 総務局（1885年～1891年・1900年～1903（明治36）年） | 大臣官房（1891年・1903年） | なし |
| 造神宮使庁（1887（明治20）年～1946年） | 廃止（1946年） | なし |
| 監獄局（1897年～1904（明治37）年） | 司法省（1900年） | なし |
| 北海道局（1897年～1898年） | 内務大臣官房（1898年）→総務局（1900年） | なし。 鉄道免許関連では「渡島鉄道関係」（昭47運輸00469100）の資料が存在するが、同資料は、鉄道関連の業務が通信省に移管された後の資料。 |
| 台湾事務局（1898年） | 総務局・大臣官房 台湾課（1898年～1910年） 内閣拓殖局（1910年）→拓務省（1929年） | 昭和期の植民地財政にまつわる資料は、「寄贈・寄託文書」中（「昭和財政史資料」・「井出成三関係文書」など）に所蔵あり。だが内務省の植民地行政に関連する資料は当館に所蔵なし。 |
| 神社局（1900年～1940年） | 神祇院（1940年） | なし |
| 復興局（1924（大正13）年～1930年） | 復興事務局（1930（昭和5）年） | なし |
| 管理局（1942年～1946年） | 外務省（1946年） | なし |
| 他部局の受領資料のみ所蔵が確認できる部局 | | |
| 宗教局（1900年～1913年） | 文部省（1913年） | 同局作成の「モルモン宗」に関する参考資料が、「内務大臣決裁文書」明治36年分（平9警察00693100）内に収録あり。 文部省からの移管資料中には、内務省宗教局時代の資料はなし。 |
| 復興事務局（1930年～1932年） | 廃止（1932年） | 同局作成の「帝都復興事業誌」5点が、「旧内務省等関係」（平26警察00240100～00244100）に所蔵あり。 |
| 神祇院（1940年～1946年） | 廃止（1946年） | 同院「教務局」作成の「宣戦奉告の御祭文を拝して」が「内務省警保局文書」（平9警察00597100）内に収録あり。 |
| 他部局作成の関連資料のみ所蔵が確認できる部局 | | |
| 計画局（1937年～1941年） | 内務省国土局・防空局（1941年） | 同局についての警察側の関連資料が、「地方長官警察部長会議書類」昭和13年分（平9警察00311100）・「種村氏警察参考資料」（同00760100）内に各1点存在するが、同局作成の文書については当館に所蔵なし。 |
| 防空局（1941年～1943年） | 防空総本部（1944年） | 同組織の設立に伴う警察側の関連資料が、「警保局長決裁文書」昭和19年分（平9警察00233100）に収録あり。 自治省移管の「地方行政」関連の簿冊（地方局）に、同局関連資料（「大日本防空協会」関連。昭48自治00227100）が収録されているが、同局が作成した文書については当館に所蔵なし。 |
| 防空総本部（1943年～1945年） | 廃止（1945年） | 同組織設立に伴う警察側の関連資料が、「警保局長決裁文書」昭和19・20年分（平9警察00233100・00234100）に収録。 「返青」に、同局「警防室」が作成した「防空情報」の資料を含んだ資料綴（返青29005020。ただし同綴は、各地方裁判所から司法省に対し提出された報告資料）が存在。 |
| 所蔵が確認できる部局 | | |
| 土木局（1877年～1941年） 国土局（1941年～1947年） | 建設院（1947年） | 運輸省から移管された鉄道免許関連資料、建設省から移管された河川・砂防・軌道などの関連資料が多数存在。 内務省土木寮時代（1874年～1876年）の資料については当館に所蔵なし。 |

| 内務省内の部局（存在期間） | 所管業務の移管先（移管・廃止された年） | 当館での関係資料の所蔵有無、所蔵資料の概要・備考 |
|-----------------------------------|---------------------|--|
| 地理局（1877年～1891年） | 内務省庶務局（1891年） | 林野庁から移管された「森林管理局」関連資料内に、同局地方出張所に関する資料6点あり。 なお内務省地理寮（1874年～1876年）時代の資料、及び1874年に同寮内部局となった「測量司」の資料は当館に所蔵なし。 |
| 鉄道庁（1890年～1892（明治25）年） | 逓信省（1892年） | 運輸省から移管された「陸運関係」―「鉄道関係」の資料内に、鉄道免許関連資料が存在。 |
| 内務省官房（1885年）→大臣官房（1886年～1947年） | 内事局（1947年） | 内務省官房秘書課が作成した資料が、自治省から移管された「地方行政」関連簿冊に収録あり。 「米国から返還された公文書」内に、大臣官房・官房秘書課作成の資料2点（返赤11016100・返青21007000）が存在。 自治省から移管された「地方行政」資料内に、大臣官房作成の資料が存在。 建設省から移管された「都市計画関係」資料内に、大臣官房都市計画課作成の資料が存在。 また文部省から移管された、「史跡名勝天然記念物保存」関連資料（「旧分類文書」―「第二教育門つ」）中に、内務大臣官房地理課時代の資料が存在。 |
| 調査部（1945年～1946年）→調査局（1946年～1947年） | 内事局（1947年） | 「返青」に「解体兵器等」処理機構に関連する資料（返青11022000。商工省総務局及び、内務省調査部の長による連名文書）あり。 また調査局作成の「旧陸海軍現役将校出身区分表」が収録された「参考綴」（平27法務01337100）の資料が、公安調査庁からの移管資料の中に存在するが、同資料は司法省（法務庁→法務府を経て、公安調査庁）作成資料であり、内務省関連資料とは断定出来ず。 |
| 都市計画局（1922年～1924年） | 内務省大臣官房都市計画課（1924年） | 建設省から移管された「都市計画関係」資料内に、兵庫県・愛知県の都市計画関連資料の簿冊各1冊が存在し、内務省都市計画局時代の資料も収録あり。 |
| 警保局（1876年～1947年） | 内事局（1947年） | 警察庁からの移管資料多数（本文参照）。 |
| 県治局→地方局（1885年～1947年） | 内事局（1947年） | 自治省からの移管資料多数（本文参照）。 |
| 社会局（1920年～1938年） | 厚生省（1938年） | 厚生省・労働省からの移管資料多数（本文参照）。 |
| 衛生局（1875年～1938年） | 厚生省（1938年） | 厚生省移管資料に加え、同局「保険課」の資料が建設省から移管された「都市計画関係」資料内に、「公共下水道」の許認可関連資料中に多数存在。 また環境庁から移管された「国立公園」の管理・計画等関連資料内に、同局「保険課」時代の資料が存在。 |

要するに、当館が所蔵する内務省関係資料は、内務省内の限られた部局に関連する資料のみで構成されているということになる。そしてその中核とも言えるのが、以下の五つの省庁から移管された資料群となる。

- ①警察庁：警保局（二八七六（明治九）年～一九四七年）
 - ・内務省警保局文書
 - ・旧内務省等関係
 - ・警察大学校関係
 - ・長官官房関係
- ②自治省：県治局・地方局（二八八五年～一九四七年）
 - ・内務省文書（地方行政関係）
- ③厚生省：衛生局・社会局（二八七五（明治八）年～一九二〇年～一九三八年）
 - ・厚生一般・会計関係
 - ・児童福祉・ユニセフ関係
- ④労働省：社会局（二九二〇年～一九三八年）関係
 - ・大臣官房関係
 - ・労働基準局関係
- ⑤内閣・総理府：「米国から返還された公文書」
 - ・返赤・旧陸海軍関係
 - ・返青・内務省等関係

ただし、この五省庁からの移管資料に加えて、本稿の調査において一旦調査の対象外とした、建設省・運輸省などからの移管資料群が存在するという点についてはあらかじめ断っておく（注13参照）。

また、上記した五省庁から移管された文書に含まれる、内務省関連の文書・資料類は、主に警保局（警察・消防）・地方局（地方行政）・衛生局（衛生）・社会局（労働）の各部署に関する資料、省内全体の事務・処務に関する資料及びいづれにも分類されない雑多な資料で構成されている。

そもそも前述のように、内務省解体当時の同省内部局は、調査・国土・地方・警保の四局と大臣官房という形であった。その中でも、建設院へ一九四七年中に移管された国土局を除く調査・地方・警保の三局、及び大臣官房に関連する所管業務の引き継ぎは、同年末時点では完了しなかった。そのため、後継機関設立までの間の残務処理を行う機関として、一九四八（昭和二三）年一月に「内事局」が内閣へ設置されることになる。

そして最終的に、旧内務省内各部署は一九四八年三月までに、後継機関に業務を継承する形となった（各部署の後継機関については後述）。これにより役目を終えた内事局もまた同月で廃止となり、内務省解体後の業務の継承は、この時点をもって全て完了することになるのである。

結果として、現在当館が所蔵する内務省関係資料の移管元に当たる省庁は「米国から返還された公文書」（内閣・総理府）、及び戦前期に業務移管が済んでいた社会局・衛生局（厚生省）を除くと、内務省に最後まで残存していた部署の業務を継承した省庁という共通点を持つことになった。

そうした意味では、内務省解体後の同省関連文書の移動は、主な資料群の移管元を見る限りでは、結果的に円滑な形で遂行されたと考えることもできる。しかしながら、内務省の業務を継承した組織・機関からの当館への文書移管のあり方については、省庁によって異なっている。特に警察庁からの移管文書の場合、後述するように他省庁からの文書移管とは性質が異なっている。この点は内務省関係資料を特徴付ける部分でもあろう。

一・三 調査・分析対象資料の内務省における位置付け

ここからは、内務省関係資料の内容について、前述の五つの移管元省庁ごとに見ていく。まず、同資料の年代範囲としては以下のとおりである。

①警察庁

・内務省警保局文書：「警保局長決裁文書」が一九九三（明治二六）年から「内務大臣決裁文書」が一九九五（明治二八）年から存在する。そしてこの他の資料も含めて、内務省廃止時期までの資料が存在する。

・旧内務省等関係：「警務要書」（二八八五年）が最も古い。その他の資料も含めて、内務省廃止時期までの資料が存在する。

・警察大学校関係：明治初年度作成の「新律綱領」・「改定律令」が最も古い。主に昭和年間を中心に内務省廃止時期までの資料が存在する。

・長官官房関係：「香港巡邏章程」（一八七二（明治五）年）が最も古い。一九二三（大正一二）年から内務省廃止時期までの資料が存在する。

総じて、警察庁からの移管資料の中には、大正二〇年代以降から内務省廃止時期までのものが数多く存在している。また、明治期の資料の存在も確認できるが、一部の文書と書籍・刊行資料などのような、かなり例外的なものだけが現存している状態であると言える。

後述するが、警察庁からの移管資料の多くは、警察大学校の収集資料・同校への寄贈資料という過程（同校図書館で利用・保存されていた過程）を挟み、その後警察庁を経由して当館へと移管されたものである。そしてその中には書籍・刊行資料などのように、原文書でなく図書に分類されるものも数多く存在している。そのため、資料群の年代範囲にどこまで意味を見出せるのかについては、難しい部分を含む所があろう。

②自治省

・内務省文書（地方行政関係）：資料群の主体となる例規・沿革の簿冊には、原文書をそのまま綴り込んだ簿冊と、古い時代の文書を後年、業務の参考などの目的のために、改めて浄書した上で綴り込んだ簿冊という、二つのパターンのものが存在している。

原文書資料は、主に一九二二（大正一一）年以降、内務省廃止時期までのものが存在しているが、しかしながら、

- ・官制改正関連の原議書・意見書（一九三三～一九四六（昭和二二）年）
：昭48自治00245100～00286100
- ・内閣通牒（一九二七（明治三〇）年～一九四四（昭和一九）年）
：昭48自治00287100～00292100
- ・「例規綴」（一九三三（昭和八）年）
：昭48自治00293100～00294100
- ・「本省通牒」（一九二四（明治二七）年）
：昭48自治00302100
- ・「宮内省通牒」（一九二八～一九三七（昭和一二）年）
：昭48自治00309100

など一部の例外を除くと、明治期の原文書は存在していない。これらの中で最も古い原文書は一九三三年のもので、警保局文書内の「警保局長決裁文書」と同じ資料年代範囲になっている。

③厚生省

・厚生一般・会計関係：例規簿冊の中で、収録資料の年代として最も古い一九二二（大正元）年から始まる資料が含まれているのは「公文書書式」の簿冊である。しかしながら同簿冊は、後年に浄書された文書を綴り込んだ簿冊で、当時のオリジナルの原文書が綴り込まれた簿冊ではない。

原文書としては、内務省社会局の創設（一九二〇年八月）の前年となる一九一九（大正八）年から、厚生省の新設と社会局の同省移管（一九三八年一月）前後の時期までの社会局関連の資料が存在している。

・児童福祉・ユニセフ関係：児童養護に関する、一九二二（大正一〇）年から一九三八年までの資料を含んだ、社会局の簿冊三冊が存在している。

④労働省

・大臣官房関係：一九二三年から社会局の厚生省移管前後の時期までの、議会説明資料、及び「ILO」・国際条約関連の資料が存在している。

・労働基準局関係：一九二二年から社会局の厚生省移管前後の時期までの、「商店法」・「工場法」関連資料（議会説明資料などを含む）、公益法人許可・認可関連の資料などが存在している。

⑤内閣・総理府

・返赤：内務省「図書課」における、書籍類の発売禁止処分等に関連する資料（一九二二（昭和六）年。返赤59021000）が最も古い。

以後一九四五年前後の時期までの資料が存在している。しかし「返赤」は、「旧陸海軍関係」とあるように、日本陸軍・海軍に関連する資料が主となっており、内務省関係と考えられる資料は二点ほどに留まる。

・返青：「京都府峯山警察署」作成の、「明治三十二年・外国人登録簿」（一九二九（明治三二）年。朝鮮から日本に来た人物二名分の転入記録を含む簿冊。返青40002000）が最も古い。ただし明治期の資料は、後年に浄書された文書資料が多くを占める形となっており、原文書としては、一九二二年頃から内務省廃止時期までの資料が存在している。

以上が内務省関係資料の資料年代の範囲となる。これらを踏まえた上で、資料の年代範囲について、もう少し深く掘り下げてみたい。

まず最も古い原文書資料は、一八九三年のものだと言える。それ以前の年代の文書資料については、オリジナルの文書資料ではなく、後年改めて浄書された上で、簿冊に綴り込まれた資料となっている。

要するに、例規の簿冊に綴り込まれたことで、業務参考資料として保存され続けた若干の文書資料を除くと、本稿で調査した資料内の原文書は、一九二一年前後（主に一九二三年以降）から、内務省が廃止・解体された一九四七年末までという非常に限られた時期のものである。

ただしこの年代範囲は、あくまでも文書資料の年代範囲であるという点には、一応断りを入れておかねばならない所である。例えば、警察庁からの移管資料の中には、戦後に設立された警察官養成機関である「警察大学校」の蔵書印・受入印や図書登録バーコードなどが確認できる書籍・刊行資料（同校図書館の旧蔵・寄贈資料）が存在している。そしてこれらの資料の中には、明治初年頃に作成されたと考えられる刊行資料（和綴じ書籍などを含む）なども存在しているが、この点については後で触れる。

また、原文書の起点が一八九三年だと述べたが、同年は内務省官制改正が行われた年であり、同改正における主な変更点は以下のとおりとなる¹⁵。

- ・ 気象・鉄道に関する業務が内務省から分離される。
- ・ 「大臣官房」に関する規定が第二条に新たに挿入される。
- ・ 参事官・書記官の職務から「監獄巡閲」が無くなる。

ここで注目すべきなのは、「大臣官房」関連規定が追加された点であろう。そもそも一八九三年は、省庁全体の通則に当たる「各省官制通則」が改正された年でもある。この改正後の官制通則においては、各省における書類の編纂・保存が大臣官房の所管になったことが明記されている¹⁶。すなわち大臣官房組織が内務省にも設置され、省内の文書編纂・保存体制に大きな変化・拡充が起こったのが一八九三年だと言えるのである。

当館所蔵の内務省関係資料の中の原文書が、一八九三年を起点とする形になっているのは、同省内における文書保存体制確立の観点から見ても、実に自然なものであり、十分納得できるものであると言えよう。

そしてここで、内務省内での文書保存制度についても触れておきたい。同省における初の明確な文書保存規則となるのが、一八八六（明治一九）年六月に制定された「文書保存規則并細則」である。同規則并細則では、省内文書を永久・一年・六ヶ月という三段階に分けて保存・廃棄することが定められており、省内での処務規程とは別に、文書の保存・廃棄などに関する制度化と規程の整備拡充も、これ以後進んでいくことになる。

その二年後の一八八八（明治二一）年七月には、「内務省文書保存規則」が新たに制定され、文書保存カテゴリが、第一種（永久・第一種（二〇年）・第三種（五年）・第四種（一年）と四段階に変更されている¹⁷。公文書全体の保存期間が延長され、カテゴリ分けもより細分化されたのが特徴である。このうち「第一種」、すなわち「永久保存」カテゴリの文書については、

- 一 詔書、勅令、閣令、閣議提出、省令ノ類
- 一 告示、訓令、指令、照会、成規定例又ハ証拠トナリ国史ノ材料トナルヘキモノノ上申、永久参考ヲ要スルモノノ類
- 一 省中諸規則類
- 一 採録シタル建白請願ノ類
- 一 府県令ノ類、規則等ニ係ルモノ但一時ノ論達取締等ニ係ルモノハ五ヶ年保存
- 一 巡回出張官吏重要ナル復命書ノ類
- 一 明細帳台帳件名簿ノ類

という形に規定されている。詔書や「令」文書のほか、将来にわたる参考・証拠となる文書を、永久に保存するように明記されているのがわかる。

このように官庁内の文書関連規則が固まり、文書を編纂・保存する役割も担う大臣官房組織の整備が進んでいくのが、明治二〇年代後半の時期であった。そして内務省においても、本格的に文書の保存と参考・先例参照資料としての例規類の簿冊などが作成・永久保存され始めたことによって、現在まで続いていく文書管理の基礎が形成されたと言えよう。このような基礎の構築を経て、内務省内でも文書資料の作成・保存が進んでいく。

なお、内務省ではその後、一九三二（昭和七）年に制定された「内務省文書保存規程」までの間、文書保存体制に大きな変化はなかった。同規程では文書保存期間が、永久（第一種・三〇年）（第二種・二〇年）（第三種・一〇年）（第四種・五年）（第五種・一年）（第六種）に変更された¹⁸。その後、一九三七年に細かな部分改定²⁰が行われてはいるが、内務省解体までの同省における文書保存体制は、昭和期に改定された規程をベースにする形で維持・運用され続けていくことになる。

以上見てきたように、内務省の文書保存体制は明治二〇年代に確立されその後制度の拡充が進んでいく。しかし先にも触れたが、例規類の簿冊に綴り込まれる形で残された一部の例外を除くと、内務省関係の原文書資料で現存するのは、主に一九二三年以後の時期に作成された文書である。

その理由を考えてみると、一九二三年九月一日の関東大震災による文書の焼失が挙げられる。同日の地震とその後起こった火災により、内務省の「庁舎内各部署の重要書類」や、「文書庫に收藏」された「貴重な記録」は、「ことごとく烏有に帰した」ことが後年述べられている。この点は内務省に限定された話ではないが、震災によって失われた省内の現用文書や、記録・保存資料は膨大なものであったと考えられる。

ただこの時に内務省警保局では、同局の「主とも生字引ともいわれた」²²人物である鈴木千次の主導により、焼失前の同省の建物から、重要な文書資料の持ち出しが緊急で行われた、という関係者の証言が存在する。

例えば、内務省で警察関連業務に長年従事し、戦後は警察大学校などで近代日本警察史の研究に携わった高橋雄材は、一九四一（昭和一六）年に早逝した鈴木千次の追悼文中で、以下のように当時を回想している²³。

内務省がいよ／＼危しと見るや、居残つてゐた種村、齋藤、宮崎、田中などの諸君と一緒になつて局の書類を持出した。何分にも出入りに不便な二階の窓からであり、火事の間近く迫つて来てゐる中で、よくもあんなに書類が出せたことと思ふ。震災後に出版せられた警保局の行政例規集は、実にこの鈴木さんを指揮者とする一群の若い人々の決死の努力の賜である。この人達のあの働きがなければ、古い記録はすべて烏有に帰してゐたに違ひない。

この鈴木らの働きについては、これ以後高橋や種村一男ら、当時警保局に勤めていた警察関係者による語りや文章などを通し、内務省史・警察史上の一種の伝説として、後世へと伝わっていく²⁴。なおこの時持ち出された資料は、一九七四（昭和四九）年時点で「種村さんを通じて警察大学校が現在持っている」状態であると述べられている²⁵。後で触れる内務省警保局関連資料の戦後における来歴の一端がうかがえよう。

以上述べた点を踏まえると、「警保局長決裁文書」・「内務大臣決裁文書」など一部の例外を除いた、明治期・大正期前半の時期の原文書がほとんど現存していない理由も、自然に理解できるのではないだろうか²⁶。

一・四 内務省解体後の同省関係資料の位置付け

先に少し触れたが、内務省解体後に同省の所管業務は、以下の複数の省庁へ分割・継承され、後の中央省庁再編などを経て現在に至っている。

・**衛生局・社会局**：一九三八年一月の厚生省新設に伴って同省に移管。

その後一九四七年九月に、厚生省から新設された労働省へ、労働行政が移管されるが、二〇〇一（平成一三）年の省庁再編によって、厚生・労働の両省が再合同され、厚生労働省となり現在に至る。

・**神社局**：一九四〇（昭和一五）年一月内務省から独立して「神社院」に。その後同院は、一九四六年一月末のGHQによるいわゆる「神道指令」と、それに基づいた国家神道廃止・政教分離政策に伴って廃止された。

・**地方局**：内務省廃止後同局の所管業務は、内事局官房自治課→総理庁官房自治課→地方自治庁→自治庁→自治省というように、複数回の移管を繰り返す。その後二〇〇一年の省庁再編で総務省の所管となる²⁷。

・**警保局**：内事局第一局を経て、警察機構は旧警察法施行（一九四八年三月）で、国家地方警察・自治体警察へと分割。その後、一九五四（昭和二九）年の新警察法制定・施行に伴って、警察庁に一本化され現在に至る。

また警察と同じく、警保局の所管する業務であった消防関係については、内事局第一局→国家公安委員会国家消防庁→国家公安委員会国家消防本部→自治省消防庁を経て、総務省消防庁の所管となり現在に至る。

・**調査局**：総務課・第一課は「建設院」に、第二課は「終戦連絡事務局」にそれぞれ移管（終戦連絡事務局はその後一九四八年一月末に廃止）。第二課・第四課は内事局第二局→法務庁・法務府の特別審査局を経て、一九五二（昭和二七）年七月に公安調査庁となり現在に至る。

・**国土局**：一九四八年一月に、戦災復興院との統合により建設院設置。同年七月建設省となり、その後二〇〇一年の省庁再編によって運輸省・国土庁などと合同し、国土交通省となり現在に至る。

・**選挙管理業務**：一九四八年一月に「全国選挙管理委員会」へ移管。一九五二年の同委員会廃止後、自治庁選挙局→自治省行政局選挙部を経て、二〇〇一年の省庁再編後は、総務省自治行政局選挙部の所管となり現在に至る。

この点を念頭に置きつつ、前述の五省庁から当館への、内務省関係資料を含む文書簿冊移管実績を年度別にまとめたのが、以下の表2となる。

全体を通して見てみると、当館の開設直後となる、昭和四七～四九年度に移管された資料（自治・厚生・労働・米国から返還された公文書、及び平成一〇年代以降に移管された資料（警察、及び労働の一部）の二種類が存在していることがわかる。まず前者は、当館開館当初から始まった移管受け入れ「三か年計画」²⁸に基づく当館への移管資料の一部である。そして後者は、二〇〇一年の省庁再編や、「情報公開法」・「国立公文書館法」などの規定に従い、当館へ移管されるようになった資料の一部である²⁹。

移管資料のうち、本稿「二・二」において示した②③④の資料、すなわち自治・厚生・労働の各省へ所管が移った内務省内の部局関連の資料は、「例規」・「国際条約」・「議会資料」などの関連文書が綴り込まれた簿冊により構成されている。そしてこれらの資料は、前述した内務省「文書保存規則」の区分では、原則として「永久保存」のカテゴリに属する資料である。

そのため、内務省において永久保存措置が取られ、同省の解体後に所管業務を引き継いだ各省庁でも引き続き保存された後、当館の設立・その後の法整備などに伴って当館へと移管され、現在に至っている。

表2 各省庁から当館への、内務省関係資料を含む資料簿冊の年度別移管実績

| 資料移管元 | 当館への移管年度 | 当館での資料群カテゴリ名 | 内務省関係資料を含む簿冊の請求番号 | 簿冊点数 |
|-------|-------------|------------------------|--|------|
| 警察庁 | 平成9(1997)年 | 内務省警保局文書 | 平9警察 00001100~00802100 | 803 |
| 〃 | 平成12(2000)年 | 〃 | 平12警察 00001100~00015100 | 15 |
| | | | | 計818 |
| 警察庁 | 平成13(2001)年 | 旧内務省等関係 | 平13警察 00001100~00069100 | 69 |
| 〃 | 平成14(2002)年 | 〃 | 平14警察 00001100~00005100 | 5 |
| 〃 | 平成17(2005)年 | 〃 | 平17警察 00078100~00080100 | 3 |
| 〃 | 平成18(2006)年 | 〃 | 平18警察 00115100~00124100 | 8 |
| 〃 | 平成23(2011)年 | 〃 | 平23警察 00166100~00246100 | 41 |
| 〃 | 平成25(2013)年 | 〃 | 平25警察 00067100~00190100 | 121 |
| 〃 | 平成26(2014)年 | 〃 | 平26警察 00043100~00246100 (この番号の間に内務省関係資料でない簿冊も含まれる) | 78 |
| | | | | 計325 |
| 警察庁 | 平成30(2018)年 | 警察大学校関係 | 平30警察 00741100・00745100・00746100・ 00750100・00752100~00754100・ 00759100~00763100・00765100~ 00767100・00769100~00775100・ 00781100~00783100・00785100・ 00786100・00789100~00793100・ 00795100・00797100・00801100・ 00802100 | 36 |
| | | | | 計36 |
| 警察庁 | 平成27(2015)年 | 長官官房関係 | 平27警察 00117100~00268100 (この番号の間に内務省関係資料でない簿冊も含まれる) | 133 |
| 〃 | 平成28(2016)年 | 〃 | 平28警察 00084100・00085100 | 2 |
| 〃 | 平成30(2018)年 | 〃 | 平30警察 00117100~00491100 (この番号の間に内務省関係資料でない簿冊も含まれる) | 325 |
| | | | | 計460 |
| 自治省 | 昭和48(1973)年 | 内務省文書(地方行政関係) | 昭48自治 00001100~00229100・00231100~ 00309100 | 308 |
| | | | | 計308 |
| 厚生省 | 昭和47(1972)年 | 厚生一般・会計関係 | 昭47厚生 00003100~00005100・00008100・ 00009100 | 5 |
| | | | | 計5 |
| 〃 | 昭和47(1972)年 | 児童福祉関係 -児童福祉・ユニセフ関係 | 昭47厚生 00104100~00106100 | 3 |
| | | | | 計3 |
| 労働省 | 平成11(1999)年 | 大臣官房関係 -帝国議会資料等関係 | 平11労働 01135100~01140100・01142100・ 01143100・01150100・01151100 | 10 |
| | | | | 計10 |

| 資料移管元 | 当館への移管年度 | 当館での資料群カテゴリ名 | 内務省関係資料を含む簿冊の請求番号 | 簿冊点数 |
|--------|---------------|-------------------------------|---|-------|
| 労働省 | 昭和48 (1973) 年 | 大臣官房関係 - 国際労働関係 | 昭48労働 00001100~00004100 | 4 |
| | | | | 計4 |
| 〃 | 昭和48 (1973) 年 | 労働基準局関係 - 労働基準法令関係 | 昭48労働 00014100~00017100 | 4 |
| 〃 | 平成11 (1999) 年 | 〃 | 平11労働 00154100~00159100・00161100・ 00163100~00173100・00175100~ 00184100・00186100~00196100 | 39 |
| 〃 | 平成12 (2000) 年 | 〃 | 平12厚労 00001100~00004100・00013100・ 00014100・00017100~00023100・ 00031100 | 14 |
| | | | | 計57 |
| 〃 | 昭和48 (1973) 年 | 労働基準局関係 - 公益法人関係 | 昭48労働 00008100・00013100 | 2 |
| | | | | 計2 |
| 内閣・総理府 | 昭和49 (1974) 年 | 米国から返還された公文書 - (返赤・旧陸海軍関係) | 返赤 06008000・11016100・14009000・ 16007000・18003010・18003060・ 26006000・34026000・46010000・ 57006000・59021000・79011000 | 12 |
| | | | | 計12 |
| 内閣・総理府 | 昭和49 (1974) 年 | 米国から返還された公文書 - (返青・内務省等関係) | 返青 01001000~68024000 (この番号の間に内務省関係資料でない簿冊も含まれる) | 約765 |
| | | | | 計約765 |

一・五 内務省関係資料の一部の移管経緯とその特徴

①の資料、すなわち警察庁へと所管が移った警察・消防などに関連する資料については、やや複雑な経緯をたどっての移管となっている。

①の資料のうち、当館に最初に移管された、最も多数の資料群となるのが、一九九七(平成九)年度に移管された「平9警察(簿冊数八〇三件)である。同資料群は、「従軍慰安婦」問題に関する吉川春子議員(日本共産党)からの参議院での質問を受けて所在調査が行われた結果、警察大学校で「発見」され、その後当館へと移管されたものになる³⁰⁾。

同資料群の大半を占めているのが、内務省警保局警務課で長年勤務し、戦後は国家地方警察・警察庁でも勤務した、種村一男が所蔵していた簿冊資料である。この種村一男旧蔵資料中には、前述した内務大臣・警保局長決裁文書や、「地方長官会議」・「警察部長会議」に関する資料簿冊が数多く含まれている。また、同資料群中には、種村自身が業務のかたわら集めた内務省・警察関係の文書や文書の写などをまとめて独自に編纂した資料である、「種村氏警察参考資料」の簿冊約一一五点なども存在している。

そして種村一男旧蔵資料は、一九七〇年代に警察大学校図書館へと寄贈され、同時期に各県の警察において、編纂が進んでいた県警察史などにも同資料群から引用・参考にしたことをうかがわせる記述が存在している³¹⁾。しかし同資料群が国会での質問を受けて「発見」された際、警察大学の学生寮の一隅に人知れず置かれていた、と新聞において報道されるような状態であった³²⁾。つまり同資料群は、警察大学校図書館においても実用期間を終えた、ある意味忘れられた資料であったと言えるだろう。

その後警察大学校は、二〇〇一年に東京都心の中野区(現「中野四季の都市」)から、東京都郊外の府中市朝日町へ校舎を移転することになった。

そして同校移転に先立つ二〇〇〇(平成一二)年度には「内務省警保局文書」の追加分一五件が、翌二〇〇一年度には「旧内務省等関係」資料の最初の移管分六九件が、警察庁経由で当館に移管されている。以後警察庁からの定期的な資料の移管に混じる形で、内務省関係資料の移管も、二〇一八(平成三〇)年度まで五月雨式に続いていくことになる³³。

ただし、これまで警察庁から移管された内務省関係資料を見てみると、その大半が警察大学校への寄贈・旧蔵の資料、及び同校の図書館で図書として登録・利用されていた資料だという点に注意する必要がある。

例えば、警察大学校などで明治期日本の警察研究に携わった中原英典や同校の前身組織「警察講習所」で所長を務めた松井茂など、警察大学校の功労者の旧蔵資料については、一九七〇～八〇年代の警察大学校図書館の書庫内に、彼らの名を冠した特別文庫が存在することが確認されている³⁴。そして警察庁から当館への移管資料中に、これらの文庫の旧蔵資料の一部と考えられるものが存在していることが、今回改めて確認できた³⁵。

また、内務省で警保局長を務めた松本学の旧蔵資料が、国立国会図書館憲政資料室・岡山県立記録資料館の二箇所に分散所蔵されている。ただし同資料は元々、警察大学校へと寄託されていた「松本学文庫」の一部を、松本の死後に郷里岡山の関西学園へと分割寄贈したもので、残りの資料は引き続き、警察大学校に残されたという経緯が存在している³⁶。

この警察大学校寄託の松本学文庫については、同校校舎移転の際の散逸や図書としての登録などに伴う分散のため、松本学文庫としての実態把握が、同校の関係者にも長らく不可能な状態となっていた³⁷。しかし、本稿で行った内務省関係資料の調査の過程で、当館が所蔵する警察庁からの移管資料中に、松本学文庫の旧蔵資料に当たる可能性がある資料(警察・文化関係など)が存在していることを、今回改めて確認できた³⁸。

以上、警察庁から当館への移管資料に関する調査で判明した、同資料群の移管経緯の特殊性に関して、ごく一部が見てきた。この点については引き続き詳細な調査が必要になる部分はある。

しかしながら、これらの事例から考えてみても、警察庁から当館へ移管された資料の由来、及び一般的な省庁から移管された文書とはやや異なる同資料群の持つ特徴の一端がある程度うかがうことが可能である。

そして⑤の資料もまた、①の資料と同じく、省庁の枠外に出ることなく直接当館に移管された資料とは、やや異なる経緯を持つ形となっている³⁹。「米国から返還された公文書」と銘打たれたこの資料群は一九四五年夏の日本の降伏と、それに伴う連合国軍の日本進駐・占領期間に、国内各地で占領軍が様々な手段を用いて接收した文書で構成されている。

これらの接收文書は、講和条約に基づく日本の独立回復(一九五二年)以降も引き続き長期間、米国の議会図書館に所蔵される形となっていた。その後日米両国の交渉を経て、一九七二(昭和四八)年に接收文書資料の一部が日本へと返還されることになった⁴⁰。そして日本に返還された文書は内閣・総理府を経由して、開館間もない当館へと移管されて現在に至る。以上の経緯を経た資料群が、「米国から返還された公文書」となる。

なお、占領軍が行った資料の接收に関しては、文書返還に前後する時期の学術雑誌の記事などから、その実態の一端を垣間見ることができ⁴¹。敗戦後日本各地へ進駐した連合国軍は、中央においては企画院・陸海軍省の文書や、東京都青梅市へと疎開してあった各省庁の公文書⁴²などを接收し、その上でこれらを「一括して本国に持ち帰った」ようである。

地方でもまた同様に、「地方の軍政チームが地方府県なんかの特高解体との関係で、その時期に全部そういうものを地域、地域で押さえて」いく形で、占領軍による幅広い文書の接收が各地で実行されていたようである。この

ことは、米国から返還された公文書内の「返青」に属する資料の中に、京都府日本海側地域・山陰地方各県の警察・派出所名などが記された、文書・簿冊が多数見られる点などからも裏付けられるものである⁴³。

そして古書店での購入資料なども含めて占領初期に「あらゆる機関から」、「占領軍の強権で押収」した資料が、地方軍司令部から総司令部に集約され、占領期間の間に米国へ運ばれた後、その後長きにわたり、回国議会図書館に所蔵され続けた。その一部が⑤の資料ということになる。

ここで改めて整理すると、内務省関係資料の当館への移管実態については、以下のような四つのパターンに分類することができる。

- (1) 各局課内の「例規」資料など「永久保存」の簿冊が、内務省解体後に所管業務を引き継いだ省庁に移管・保存され、当館の完成・移管開始に伴い当館へと移管（昭47厚生、「昭48自治」、「昭48労働」）。
- (2) 米国から返還された公文書（返赤）・「返青」。
- (3) 国会での質問を機に、警察大学校で「発見」された、種村一男旧蔵簿冊資料などが当館へ移管（「平9警察」）、その後警察大学校の移転などを機に再度移管（「平12警察」・「平13警察」）。
- (4) 断片的な省庁からの移管資料に混じる形で当館へ移管（「平14警察」・「平30警察」、「平11労働」・「平12労働」）。

(1)の資料と(4)の一部の資料は、一般的な文書移管経緯に近い。だが、その他の資料は、何らかの形で日本の省庁機構の枠外に存在していた時期がある。そのため、本稿で調査の対象とした内務省関係資料は、一般的な移管文書と異なる特徴・多様性を持つことになり、省庁機構の枠外に出たことで、現在まで残り得た資料も存在したと考えられよう。

また、このような資料の残存については、戦争末期の一九四五年八月に内務省を含む各省庁で、兵事・機密文書を筆頭とする大規模な文書処分が行われたという当時の関係者の証言と矛盾しないものでもあり得る⁴⁴。

例えば警察庁から移管された内務省関係資料は、前述した個人蔵・寄贈資料のように、敗戦時に省庁機構の枠外に存在していた資料が大半である⁴⁵。「平9警察」資料の大部分を占める種村一男旧蔵資料も、個人蔵となつて、行政機構の枠外に出たことで文書処分を免れている。その後同資料は警察大学校へ寄贈され、国会での質疑を受けて「発見」された後、警察庁経由で当館に移管され、現在に至るといふ流れをたどったものである。

また「米国から返還された公文書」に関しては、占領軍の進駐後に全国各地で接收された文書であるため、敗戦前後の処分を免れた文書資料だけが、占領軍による接收・米国議会図書館での保存を経て日本に返還された後に当館へと移管され、現在に至るといふ流れをたどったものである。

公文書とその活用を考える際に、行政機構の枠外に一旦出た資料の存在は、極めて重要なものである。その背景として、前述した災害による文書の焼失、敗戦前後の混乱・同時期における文書処分などが挙げられよう。こうした背景もあり、公文書を元にした歴史研究が現状、行政機関で制度に従い保存されてきた公文書だけでは、成り立たないような状況については、既に先行研究でも指摘されている所である⁴⁶。

そして当館所蔵の内務省関係資料は、規程に従い各省庁・政府機関から当館へと移管された公文書だけでなく、本稿で述べたように、省庁機構の枠外へ一旦出た結果特殊な形で残された、多種多様な資料を含む資料群となった。つまりこの多様さと特殊性こそ、当館が所蔵している内務省関係資料の持つ大きな特徴であると考えることができよう。

二. 内務省関係資料の現状と展望

二. 一 当館における内務省関係資料の分散・分布

(一) これまで当館が所蔵する内務省関係資料の概要と、その移管経緯・移管実績などを見てきた。その中で例えば、警察庁から移管された資料の中の「長官官房関係」の資料群に關し、本稿の調査で抽出した内務省関係資料を含む資料簿冊数は、二〇二五（令和七）年度現在で全四六五件となっている。この数は「長官官房関係」資料群全体の約五分の一強の数となる。

先にも述べたように、本稿の調査で抽出した内務省関係資料は、現在もなお定期的が続いている各省庁・機関から当館への移管資料中に含まれる内務省と同省内の部局に關する資料をまとめたものである。そもそも、当館に移管される資料の大半を占めるのは、現行省庁における「非現用」文書資料であつて、その中に戦前期から保存され続けてきた一部の資料が含まれる形となる。そう考えると、移管資料全体に対する内務省関係資料を含む簿冊の比重が、必ずしも多いと言えないのは当然である。

また本稿では、内務省関係資料を「含む」資料簿冊、という表現を使用しているが、そのことにも理由がある。というのも、「例規」類などの資料簿冊においては、状況に応じて文書の追加編綴が行われる事例や、文書を後で一冊にまとめて編綴する事例などが見られる。これについては、簿冊の作成を始めた当時は内務省内の部局だったが、その後別の省庁に業務が移管される事態や、業務を継承した省庁が、内務省時代の文書も綴り込む形で、簿冊を新規作成するような事態などが想定される。

こうした事態の代表例として比較的理しやすいのは、一九三八年一月に新設された厚生省に業務が移管された、内務省社会局の事例であろう。

例えば、労働省から当館へと移管された「帝国議会関係」の資料群には、帝国議会における省庁・大臣答弁の参考とするため作成された資料などが綴り込まれているが、その中に「第73議会」における、建議事項関連の文書をまとめた簿冊（平11労働01142100）も存在している。

同簿冊には、一九三七年一月から一九三九（昭和十四）年二月までの日付を持つ資料が綴り込まれている。しかしながら先にも触れたように、この間一九三八年一月以降、内務省社会局の業務は厚生省へと移管されている。つまり同簿冊は、内務省・厚生省の關係資料の両方が混じった形で編綴・構成された簿冊ということになるのである。

内務省関係資料の抽出に当たり筆者は、簿冊内資料の詳細確認を可能な限り行った。その結果、当館が所蔵する資料簿冊において、簿冊内の一部資料のみが内務省関係資料という事例や、逆に内務省に關係のない資料が少数となる簿冊という事例が、ある程度の割合で見受けられた⁴⁷。

このような資料の残り方は、業務の移管が頻繁に発生していた、内務省という巨大官庁ならではのものであろう。また同省が戦後に解体されて、複数の省庁・機関に所管業務が継承されたという点も、特殊な形ではあるが、現在まで資料が残った要因の一つであると言えよう。

そして、当館における内務省関係資料の所在状況を、さらに複雑にしているのが、前述した警察庁からの移管資料内の一部資料と、「米国から返還された公文書」内の一部資料の存在である。

先に触れたが、警察庁からの移管資料の一部は、警察大学校の収集資料や同校への寄贈・寄託という過程を経た資料、すなわち行政組織の枠から一度出た資料である。さらに当館への移管に際して、警察大学校図書館の旧蔵図書・刊行資料などが加わった形で移管された。こうした状況を経たため、内務省関係資料としての実態把握が難しくなっているのである。

また「米国から移管された公文書」は、前述のように占領軍が日本各地で接収した多様な資料が混在する形で後年返還されたものである。同資料は、当館への搬入の時点で赤ラベルの「軍関係書類」と青ラベルのその他（警察・内務・商工・企画院 他）関係の書類に大別されていた⁴⁸。そして搬入後に資料を粗整理して保存・公開の準備を進める過程で、ラベル分けを元に「返赤」・「返青」の資料群に区分けされて現在に至るのである。

現在の「返青」資料には、「内務省等関係」と銘打たれている。前述したように、二〇二五年度現在「返青」内に存在する内務省関係資料の簿冊数は約七六五件で、「返青」全体の六割強ほどを占めている。それを考えると、「内務省等」の名を冠された資料群なのは、自然なことだと言えよう。

ただし同資料群は、先にも少し述べたように、戦時期の経済・統制関係資料（商工省・企画院）なども含む青ラベル資料として当館に搬入されてきた、多様な資料が混在する資料群である。そのため、「返青」に含まれる内務省関係資料の実態把握は、かなり難しいものとなっている。

整理すると、当館所蔵の内務省関係資料は、組織改編・業務移管などに起因する簿冊上の混在や、一部資料の移管過程などに起因する資料群内の混在という二つの要素を抱えた形で、保存・公開されていると言える。

さらに、当館が移管元単位で目録を編成し、その上で資料を保存・公開している結果の産物として、元々特殊な性質を持つ内務省関係資料が複数の省庁文書中へ分散・分布するという要素も生まれていると言える。

つまり、既に解体されて複数の組織に業務が継承された、内務省という組織の関係資料に焦点を当てることで、資料に関連する難しさや課題などが別の角度から浮かんで来るのである。そして、これらに対するガイドを構築することが、利用者の利便性向上につながるのではないだろうか。

二・二 内務省関係資料へのアプローチの手法

以上見てきたように、利用者の目線に立った場合、現状の当館での資料整理・公開のあり方のみでは、内務省関係資料の実態把握が難しい状況にあると言える。そこで同資料群のような各所に分散・分布している資料群の実態を把握するため、どのような方法が取れるか少し考えてみたい。

現在の当館には、「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方」に関するガイドラインが存在する（令和二年館長決定⁴⁹。同ガイドラインにおいては、特定歴史公文書等の目録について「適切な単位により作成し、系統だった秩序で構成する」ものだと規定している。その上で、利用者の利便性などを考慮して「移管元機関等や部局、種別等の適切なまとまり」によって、目録を体系的に構成するものだと規定している。

本稿での調査により、当館が所蔵する内務省関係資料が、ファイリングされた文書資料のみで構成されてはならず、図書・刊行資料などが数多く含まれているという点も明らかになった。当館が所蔵する内務省関係資料の特殊性は、このような状況によって生まれたものである。そして、この特殊性が存在することによって、同資料を検索・閲覧する際に利用者が、資料に対するある程度の明確な目的意識や、一定の専門知識を持つことを要求されるといった点は、否めない所なのではないだろうか。

アーカイブズ学の分野においては、資料を整理して目録を作成する過程で、「利用者の多様な検索要求に応えるため」に「さまざまな補助的手段が考案」されること自体は否定されていない⁵⁰。その意味において、本稿での分析対象とした内務省関係資料のような特殊な資料群を対象とした、資料を検索するための補助的な手段・方策について考えてみることは、多様な試みの一つとして有効なものだと言えるであろう⁵¹。

筆者は、当館が所蔵する内務省関係資料の調査過程で、簿冊単位でなく資料一点ごとの内容の確認と、件名単位での資料抽出も試みた。その結果として、当館が所蔵する内務省関係資料と考えられる資料の件数は、本稿執筆の時点で合計一、二八六点ほどになることが確認出来た⁵²。

以下、この総数を持つ資料群の実態を把握する上で、現在の原秩序とは別に資料の内容に即した形のカテゴリ分けを試みたい。具体的には、

- ①個別資料の確認と、小分類レベルのデータを作成する。
- ②近い・関連する資料を束ねた中分類レベルにまとめる。
- ③改めて大きな大分類レベルにまとめる。

という階層構造に基づいた、データ上のカテゴリ分けである。この工程を通すことによって、現在の移管元・簿冊単位での整理の形を意識しつつ、それとは違った形で、当館が所蔵している内務省関係資料の実態を把握・整理するための補助線を構築することが可能になろう。

参考例として、内務省関係資料の中の、「不敬事件・報道」に関する資料を抽出し、カテゴリ分けを試みる。当館が所蔵している内務省関係資料中に、不敬事件とその報道に関する資料は、以下に示す一六点が存在する。

- (1) 不敬に係る新聞記事の件 北海道
(平9警察00180100-025)
- (2) 徳島毎日新聞記事「斯くても皇室の尊厳を冒流せざるか」の件
(平9警察00194100-060)
- (3) 二六中央新聞記事「当地発行の北国新聞不敬罪告訴さる」の件 石川
(平9警察00183100-020)
- (4) 因伯時報記事(大不敬漢御陵発掘)の件(宮内省、奈良)
(平9警察00185100-013)

- (5) 不敬極まる小学児童と題する件
(平9警察00192100-058)
- (6) 「不敬漢福沢云々」の記事に関する件(群馬)
(平9警察00194100-060)
- (7) 新聞記事に関する件回答 警休局長(警視総監)
(平9警察00196100-093)
- (8) 新聞記事に関する件照会 警視総監
(平9警察00196100-094)
- (9) 直訴其の不敬事件調
(平9警察00687100-004)
- (10) 直願其の不敬事件調(自大正元年至大正12年8月)
(平9警察00693100-009)
- (11) 不敬投書貼付其の他調
(平9警察00699100-020)
- (12) 昭和七年一月八日内閣発表李奉昌大逆事件
(平9警察00701100-018)
- (13) 参考資料 最近に於ける不敬、反戦、反軍其の不敬言動の概要
(返青07009030)
- (14) 不敬不穩反戦反軍事件の概要(3月中)
(返青07009040)
- (15) 左翼不敬不穩綴
(返青08006000)
- (16) 最近に於ける不敬、反戦、反軍其他不穩言動の概要
(返青35004000)

まずこの一六六の資料を、一旦「不敬事件・報道関連」資料として一括し、さらに、同資料群を含んだ複数の資料群を、「警察・治安等関係」資料として一括するという形で、カテゴリ分けしてみた。このカテゴリ分けに従うと、先ほど示した(15)の資料は「警察関係資料」の中で、

「警察・治安等関係」―「不敬事件・報道関係」―「左翼不敬不穩蔽」といった形の、階層構造に基づく位置付け・把握が可能になる。

そして、今後例えば当館が所蔵する資料のデータに対してタグ付けなどを行い、関連性を持つ資料の検索の際のアクセスをより容易にする可能性を考えてみる。その際に触れたような大分類・中分類という形で資料をまとめる試みは、利便性向上に寄与する部分があるのではないか。

なおこの試み自体は、あくまでテストケース段階のものではある。特に先に参考例として挙げた不敬事件・報道の関連資料は、「内務省警保局文書」・「返書」という、比較的わかりやすい資料移管元の資料群中に存在していた資料を確認・抽出し、その上でコンパクトにまとめてみた形となる。

このやり方を模索する上で、カテゴリ分けや処置が難しい資料、例えば一つの資料が複数の領域にまたがるようなもの（警察・消防「服制」関係⁵³など）が今後出てくることなども想起され得るであろう。また、そもそも資料群のカテゴリ分けに当たっては、資料に対する専門的な知識と、膨大な作業時間を要する部分もあろう。そのため、カテゴリ分けという試みの実現性については、もう少し深く考えてみたい所である。

以上、内務省関係資料のような特殊な資料に対するアプローチの手法について、一つの試行例を提示してみた。もちろん資料に対するアプローチの手法は、今後様々な模索を経て、深化していくことが望ましい。本稿がそのテストケース、言わば一つの叩き台となれば幸いである。

おわりに

以上本稿では、当館が所蔵する内務省関係資料の概要・資料移管過程の検討、及び移管元・簿冊単位で保存・公開されている資料群からの内務省関係資料の抽出と、そこから見えてきたことについての分析を行ってきた。改めてまとめてみると、当館が所蔵する内務省関係資料は、

- ①内務省土木局↓国土局、及び鉄道庁の旧蔵資料で、運輸省・建設省から当館へと移管された、国土・河川開発、鉄道免許関連などの資料群。
- ②内務省警保局の旧蔵資料を中心に、警察大学校への寄贈・寄託資料類を合わせて警察庁から当館へと移管された、警察・消防関連の資料群。
- ③内務省県治局↓地方局の旧蔵資料で、自治省から当館へと移管された、地方行政・地方自治関連の資料群。
- ④内務省社会局から厚生省に移った旧蔵資料で、厚生省・労働省から当館へと移管された、社会局事務処務、衛生・労働関連の資料群。

及び本稿「二・二」で触れた少数の部局の旧蔵資料となる。これらに加えて、「米国から返還された公文書」中にも、内務省関係資料が多数存在する。

要するに、現在当館が所蔵する内務省関係資料は、一九三八年の時点で厚生省に所管業務が移っていた④（社会局）の資料、及び一九四七年末の内務省解体の際に存在していた、①③の部局（国土局・地方局・警保局、及び大臣官房）の資料を主として構成されていると言える。

ただし、それぞれの資料点数・簿冊数はかなり多く、本稿で調査の対象外とした①の資料や、「米国から返還された公文書」も含めて、内務省関係資料の一点ごとの詳細な調査・検討は、今後に期待したい所である。

しかしながら、複数の組織にまたがって分散・分布する資料の実態把握には、高度な専門性と知識が必要となる。この点を考慮した上で、資料の調査・検討と実態把握が現実的に可能な形で進むことを期待したい。

また内務省のように、解体され他省庁へ業務が継承された特殊な組織の旧蔵資料の検索・利用方策の一例を、本稿「二・二」で試みた。こうした資料の実態把握と利用方策についても、さらなる検討が必要である。

ただし、本稿での試みは、結果的に当館が所蔵している、内務省資料の実態を完全把握する段階まではまだ達していない状態である。その一因としては、本稿でも断りを入れたように、内務省土木局・国土局の資料調査がなされていないという点が挙げられよう。同資料群については、何らかの形で今後、調査・検討が必要となる大きな課題だと言える。

また資料の利用と、それを元にした研究などが今後進めば、当館が所蔵する内務省関係資料への、様々なアプローチがさらに深まっていくことも期待出来よう。そして今後は、本稿で試みたような資料の出自・由来などに関する、より詳細な調査・検討なども望まれる所ではないだろうか。

なお本稿においては、当館へと移管された資料から、内務省関係資料を抽出する作業にまず重点を置き、その作業が終了した後、対象文書の範囲や特徴などに関する調査・分析を、改めて重点的に行う形となった。

そのため、資料個別の出自の確認、その中でも特殊な移管経緯を持つていた警察大学校旧蔵・寄贈資料の詳細確認が十分でない部分も否めない。例えば、資料の旧蔵者を示す押印・書き込みに関する調査などについては本稿において資料を抽出する過程で行ってはいないが、さらなる精査は可能であろう。今後さらに、資料の元々の出自につながる様々な要素の調査が進むことによって、内務省関係資料を始めとする、当館所蔵資料に対する理解のさらなる進展も、大いに期待できるのではないだろうか。

また近年、公安調査庁から当館に移管された資料の中に、内務省が所蔵していた可能性をうかがわせるような資料が散見されている。

例えば、二〇二〇（令和二）年度に同庁から当館へと移管された資料中に、内務省警保局作成の『特高月報』が、昭和五年分〜一九九分まで存在している（令2公調00064100〜00234100）。『特高月報』自体は、警察庁から移管された「内務省警保局文書」の中にも存在している（平9警察00392100〜00478100）。しかしながら、同文書の中に存在する『特高月報』は昭和五年分〜一〇年分のみに留まっている。

また、司法省作成の「全国国家主義団体一覧 昭和16年現在」その1〜3（令2公調00016100〜00018100）も、同じく二〇二〇年度に公安調査庁から移管されている。この資料は外部省庁作成の資料だが、内務省時代に受領された可能性も考えられ得る資料である。

本稿「一・四」においても少し触れたが、公安調査庁は内務省解体後に同省調査局の所管業務を引き継いだ組織に当たると言える。つまり同庁は、内務省関係資料を所蔵している可能性を持つ組織であると言える。そして、同庁から移管された文書の事例のように、内務省の業務を引き継いだ他の省庁においても、当館にまだ移管されていない内務省関係資料が、所蔵されている可能性は、十分あり得るのではないだろうか⁵³。

本稿では、当館において特殊かつ複雑な形で存在している、内務省関係資料を対象として、資料の調査・抽出とその分析・検討を試みた。本稿における試みが、今回取り上げた内務省関係資料だけではなく、当館が所蔵している特殊な移管経緯・所蔵状況を持つ資料群の活用のある方に対してある種の呼び水・一つの契機ともなれば幸いである。

¹ 本誌『北の丸』では、各省庁などにおける組織内の文書管理と、当館への移管文書群に関する論稿がこれまで多数発表されている。その始まりとなるのが、第四三三号（二〇〇一年二月）に掲載された以下の二論稿である。

・栃木智子「経済産業省（通商産業省）文書の構造と移管のあり方について」
・本村慈「文部省・文部科学省における文書管理と当館移管文書」

これ以後も、農林水産省（第四四四号）・内閣法制局（第四五号）・厚生労働省（第四八号）・公正取引委員会（第四九号）・通信、郵政省（第五〇号）・会計検査院（第五三三号）・法務省（第五四四号）・自治、総務省（第五六号）・公害等調整委員会（第五七号）などにおける、組織内の文書管理や移管された文書に関する論稿が、本誌において継続的に発表され現在に至る形となる。

この中には、高木重治「地方行政関係文書の特徴について——当館移管文書を中心に——」（第五六号）のように、省庁の解体後に後継組織へと継承された文書（内務省↓自治省↓総務省）の一部を対象とした論稿も存在する。

² 自治省自治大学校編『戦後自治史 第8 内務省の解体』、自治省自治大学校、一九六六年、二二二頁。

³ 本稿では、当館資料の請求番号に付された特定の資料群を表すカテゴリ名（「平9警察1・「昭47厚生」など）が、以下頻出する形となる。これらは、当館への文書移管年度・移管元省庁に基づく表記である（例：「平9警察」は平成九年度に警察庁から移管された資料群）。なお、「米国から返還された公文書」（「返青」・「返赤」）については、本稿一八頁で後述。

⁴ 一九二六（大正一五）年～一九四〇年の時期における「地方長官会議」と「警察部長会議」の双方に関する資料を一括して綴り込んだ簿冊一七点が、「内務省警保局文書」の中には存在している（請求番号（以下この表記は省略）…平9警察002981000000314100）。

また「内務省警保局文書」の中には、種村一男編纂の「警察参考資料」の簿冊も多数存在するが（同資料については後述）、この中にも警察部長会議の関連資料が複数綴り込まれているのが確認できる。

⁵ 一九三四（昭和九）年の警察部長会議関連文書と一九四一年～一九四三（昭和一八）年の地方長官会議・警察部長会議関連文書の綴り込まれた資料簿冊が、「米国から返還された公文書」の「返青」中に存在している（返青140140000210010000021006000）。

なお、注4・5で取り上げた両会議の関連資料については、池田順編集・解説『昭和戦前期内務行政史料…地方長官警察部長会議書類』、ゆまに書房、二〇〇〇年・二〇〇一年、として復刻刊行（全三六巻）されている。

⁶ 「開館十周年座談会Ⅱ 開館当初から十年」、『北の丸』第一四号、一九八二年一月、四二頁。発言者は河本甲子三（元総理府事務官）。

⁷ 「返青」・「内務省警保局文書」内の資料の一部には、栗屋憲太郎・中園裕編・解説『敗戦直後の社会情勢』、現代史料出版、一九九八年・一九九九年、荻野富士夫編『特高警察関係資料集成』、不二出版、一九九一年～二〇〇四年、のような刊行資料集に既に収録されているものも存在する。

しかしながら、これらの資料集はあくまでデータに基づくピックアップを行ったのみで、当館が所蔵している内務省関係資料の実態を把握する段階には至っておらず、本稿はこの実態把握を旨とする一試論となる。

⁸ 内務省研究会編『内務省』（講談社現代新書、二〇二五年）に収録された、下重直樹「コラム④ 内務省とそのアーカイブズ」においては、火災・震災・戦争末期の文書焼却などが原因と考えられる、内務省に関連する文書の現存が少ない点について言及されている（二五〇・二五二頁）。

その上で同コラムでは、残された内務省文書についても（本稿注33でも触れる資料群を含め）触れられている。そして『内務省史』を編纂する過程では、

内務省に関する「史料の乏しさに苦しめられた」(二五二頁)が、その後当館への省庁文書移管・公開の進展などで、「状況は変わってきた」と述べられる。

ただし同コラムでは、紙幅の限界などもあるうが、当館が所蔵する内務省に関連する資料の実態・現状に深く踏み込むまでには至っていない。

⁹ 「内務省職制及事務章程」(内閣文庫187-0335)。

¹⁰ 以下、当館デジタルアーカイブ内「省庁組織変遷図」―「内務省」(<https://www.digital.archives.go.jp/hensen/hensen-detail.html#440>)。参照 一〇二六年二月二四日)、及び平野孝『内務省解体史論』、法律文化社、一九九〇年に収録の「内務省概略年表」などを、内務省内の部局・組織の変遷に関して参考にした。

¹¹ 本稿における調査は、当館が所蔵している内務省に係る資料の中で、ある程度のまとまりを持ちながらも、詳細な調査がこれまでに十分行われてきたとは言いがたい文書群であった警察関係資料の、一点ごとの確認調査を行う所から出発している。

その後対象を、自治省移管の地方自治・地方行政関係資料や、厚生省移管の社会局・衛生局関連資料などに広げて、最終的には「米国から返還された公文書」中の内務省関係資料にも同様の作業を行ったものである。

¹² この一例として挙げられる資料が、「戦時下に於ける鮮人不穏分子の動静についての報告」(返赤18003060)である。同資料における作成・取得部局は「内務省」となっており、「関連事項」欄に「内務省罫紙」を使用している旨が記されている。しかしながら、同資料と前後の資料との間に特別な関連性は見受けられず、同資料が軍関係資料を中心とする「返赤」へと編入された理由の見当付けが、現在においては困難な資料となっている。

¹³ 本稿において調査の対象外とした資料は、以下のとおりとなる。

①内務省の業務を引き継いだ後継省庁の関連資料。

例(1)：内務省の解体後に、警察関連の業務を継承した「国家地方警察」が、一九四八年～一九五四年の間に作成・受領した資料。

例(2)：一九三八年以降、厚生省が作成・受領した資料。

②：現行省庁(警察庁・厚生労働省など)に関連する資料。

③：「返青」などに見られる、内務省関係資料と考えにくいような資料。

例：「物動策定事務順序概覧」(内閣企画院。返青61020020)・「繊維部門答申資料」(大東亜建設審議会。返青66005020)。

なお、本稿での内務省関係資料の抽出に際して、運輸省・建設省から当館へ移管された内務省国土局・土木局関連の資料については、現時点では調査の対象外とする形で作業を進めた。この両局の関連資料の中の、鉄道・河川関連の各種免許・許認可などに関連する資料が、内務省関係資料に相当すると考えられる。これらの資料についても、今後の詳細な調査が望まれるが、本稿ではひとまず調査の対象外としたことを、あらかじめ断っておく。

¹⁴ 表の作成に当たっては、大霞会編『内務省史』第四巻、地方財務協会、一九七一年、に収録の「内務省及び地方庁の機構の変遷」(七四二頁～七四九頁)、及びアジア歴史資料センター「アジア歴グロッサリー」(<https://www.jacar.go.jp/exhibition/glossary/>)。参照、二〇二六年二月二四日)なども適宜参考にした。なお、本稿で所蔵「なし」とした部局作成の刊行資料が、当館「内閣文庫」所蔵の図書・刊行資料群中に存在するような事例もある。

また当館所蔵の内務省関係資料については、山田敏之「国の機関における公文書の保存について」、『レファレンス』836号、国立国会図書館調査立法考査局、二〇二〇年九月、一二～一四頁、も参照。

¹⁵ 「内務省官制改正臨時建築職員ノ件ヲ定メ衛生試験所、中央気象台官制中ヲ改正ス」(公文類聚・第十七編・明治二十六年・第七卷・官職一・官制一・官制一(内閣・枢密院・外務省・内務省))。類00637100。

¹⁶ 「各省官制通則ヲ改定ス」(同上)。

¹⁷ 以下、渡邊佳子『近代日本の統治機構とアーカイブズ』、樹書房、二〇二二年、二〇一～二〇三頁、を参照。

¹⁸ 「内務省文書保存規則ヲ定ム」(「公文類聚・第十二編・明治二十二年・第九卷・文書・出版写真附・公文書式・記録志表・印璽・受付進献」。類0344100-012)。

¹⁹ 「内務省文書保存規程」(平9警察00217100-052)。

²⁰ 「内務省文書保存規程改正ノ件」(昭47厚生00005100-014)。

²¹ 『内務省史』第一卷、一九七二年、三五二頁。

²² 『内務省史』第二卷、同、九三三頁。

²³ 高橋雄豺「鈴木さんの追憶」、『警察協会雑誌』(491)、警察協会、一九四二年四月、四七頁。

²⁴ 種村一男編『警察参考資料』第9集、一九七三年、一〇八頁、高橋雄豺・中原英典「日本警察の歩みを語る(その一)——明治警察史研究を中心にして」、『警察研究』(45)(9)、良書普及会、一九七四年九月、一〇二頁、などが、この件に関する後年の語り・回想の例として挙げられる。

²⁵ 前掲「日本警察の歩みを語る(その一)」、一一〇頁。

²⁶ なお厚生省では、一九四〇年六月の官庁街大火によって、医療保険立法や医籍などに関連する資料が、数多く焼失している(厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史資料編』、厚生問題研究会、一九八八年、一一八〇頁)。

²⁷ なお、同局が所管していた財政関係業務については、「地方財政委員会」を経て、最終的には本局と同じく自治庁へと移管される形になった。

²⁸ 『国立公文書館年報』創刊号、国立公文書館、一九七二年、二八頁。

²⁹ 「平成13年度独立行政法人国立公文書館業務実績報告書」、独立行政法人国立公文書館、二〇〇二年六月、七・八頁、他を参照。

³⁰ 資料の発見と移管経緯については、『読売新聞』、一九九九年八月一五日、参議院での質問については、「参議院決算委員会(第百三十八回国会閉会後)会議録第三号」、一九九六年一月二六日、三二～三三頁、を参照。

³¹ 例えば、福岡県警察史編さん委員会編『福岡県警察史明治大正編』、福岡県警察本部、一九七八年、内の「主要参考文献資料解題」・山口県警察史編さん委員会編『山口県警察史』上巻、山口県警察本部、同上、内の「参考文献表」においては、前掲した「警保局長決裁文書」・「内務大臣決裁文書」について、種村一男旧蔵・「警察大学校蔵」と記載されている。

また『内務省史』第四巻には「地方長官会議における内務大臣訓示集」が収録されているが、この資料は既存の刊行資料から引用されたものであって、「平9警察」内に存在している同会議関連の資料が出典ではない。これらの点から、「種村一男旧蔵資料」の警察大学校への寄贈時期について、ある程度の見当を付けることも可能になるのではないだろうか。

³² 前掲注30『読売新聞』、一九九九年八月一五日。

³³ ちなみに警察庁から当館へは、「民部官、民部省、神祇省記録」の資料群が一九八一(昭和五六)年度に移管され、「琉球王国評定所文書」の資料群が一九八六(昭和六一)年度に移管されている。しかしながら、その後は前述した「平9警察」資料の「発見」と警察大学校の移転までの間、警察庁から当館への文書移管は、長らく途絶える形となっていた。

また、「皇宮警察」の関連資料も二〇一〇(平成二二)年度以降警察庁から当館へ移管が続いている。だが同組織が内務省所管だったのは、一九四七年一月～翌年三月という極めて短い期間である。当館所蔵の皇宮警察関連資料は現状、それ以前の戦前期における宮内省所管時期と、戦後の国家地方警察・警察庁所管時期のものしか存在しない状態である。そのため、同資料もまた本稿における調査の対象外とした。

³⁴ 渡辺忠威「警察大学校図書・資料の回顧と展望」、『警察学論集』、32（10）、立花書房、一九七九年一〇月、四二・四六頁。警察大学校史編さん委員会編『警察大学校史』、警察大学校学友会、一九八五年、三〇四頁。

³⁵ 「韓国警察に関する意見書」（平17警察00078100）、及び「自治と消防」（講演記録。平27警察00244100）など、松井茂関連の資料については、本稿における調査対象資料群の中に約八〇点確認出来た。また、前掲した高橋雄豺や警察大学校で初代の図書館長を務めた忽那寛など、同校の関係者が所蔵していたと思われる資料も多数存在している。

例えば「我国に於ける国防教育訓練の概況附録外国に於ける青少年組織と国防教育訓練」（平27警察00242100）は、企画院が作成した冊子（一九四二（昭和一七）年六月）であるが、元企画院事務官でもあった忽那寛の寄贈印と「警察大学校附属図書館」の蔵書印が押されている。さらに資料の裏表紙部分には、「警察大学校図書館」で利用されていた痕跡となる、同館の図書登録バーコードも貼り付けられていた。

これらの資料もまた、警察大学校移転や同校図書館での現用期間終了などを機に、警察庁を経由する形で当館へと移管されたものである。

³⁶ 渡辺忠威「警察教育の先覚者たち」、立花書房、一九八二年、一三六・一三七頁。

³⁷ 黒沢良「解説」、『現代史を語る④松本学―内政史研究会談話速記録』、現代史料出版、二〇〇六年、五五頁。

³⁸ 『外事警察報』をまとめた合冊冊子資料（平9警察00037100）00055100）には「松本学氏より寄贈」と記載されている。

また、本稿「はじめに」において少し触れた「筑後川引水計画工事概算書」は、松本が福岡県知事を務めた時期（一九二九（昭和四）年七月～一九三二年五月）に関与した、同県における水利事業計画に関連する資料である可能性が高いと考えられる。

さらに「日本文化連盟名簿」（平30警察00354100）など、松本が結成・運営に携わった日本主義的文化団体・文化運動関連資料についても、警察庁から移管された資料の中に複数存在している。

つまりこれらの資料は、警察大学校旧蔵「松本学文庫」の一部に相当する資料であると考えられる。この点についてはさらなる調査を期待したい。

³⁹ 「米国から返還された公文書」の概要・移管については、「被接収公文書の返還」、『北の丸』、第二号、一九七四年三月、及び塩満正哉「返還文書で見える激動の昭和二十年」、同第三号、二〇〇二年一月、などに詳しい。

⁴⁰ ただし、接収資料の全てが日本に返還されたのではなく、現在も米国議会図書館には、特高警察関係の文書・名簿資料などが存在している。この点については、上山和雄編著『米国に遺された要視察人名簿―大正・昭和前期を生きた人々の記録』、芙蓉書房出版、二〇二二年、に詳しい。

⁴¹ 以下一八頁一段落目まで「討議アメリカにおける押収文書と資料の公開について」、『歴史学研究』388、一九七二年九月、二五・二九頁。

⁴² 戦時下における公文書「疎開」については、梅原康嗣「公文書の疎開と復帰」、『北の丸』第三九号、二〇〇六年一〇月、に詳しい。

⁴³ 代表例としては、「昭和十一年・皇族行啓警備干係・宝木警察署」（返青09005000）や、「昭和六年出版物発売頒布禁止書綴・峰山警察署」（同13007000）などが挙げられる。

⁴⁴ 日本の降伏に前後して、各省庁などで行われた公文書の焼却・廃棄処分については、前掲山田論文、二〇〇二頁、を参照。

⁴⁵ 例えば松井茂・松本学の旧蔵資料は、前述したように警察大学校図書館で個人文庫として保存・公開された後、平成九年以降の警察庁からの移管資料に混じって、当館へ移管されている。だが松井・松本は、敗戦当時内務省を既に退官しており、かつ松井は一九四五年九月に逝去している。

そして彼らの旧蔵資料の中には、松井茂が大きく関わった「大韓帝国」の警察組織の関連資料（注35参考）や、松本学が大きく関与した文化団体・文化運動の関連資料（注38参考）など、重要な資料も多く含まれている。これらの資料もまた、何らかの形で一旦省庁の枠外に出たことにより、敗戦前後の文書処分の影響などを免れ、その後警察大学校への寄贈・寄託と当館への移管を経て、現在まで残り得たと言えよう。

⁴⁶ 瀬畑源『公文書をつかうー公文書管理制度と歴史研究ー』、青弓社、二〇一一年、二九・三〇頁、及び前掲中村論文、二七頁、を参照。

⁴⁷ 例えば、「通牒原議」（平23警察00081100）の簿冊は、先に少し触れた内務省の残務処理機関である「内事局」に関する資料一点を除くと、残り六四点の資料全てが、国家地方警察に関する資料となっている。

また「公娼制度廃止関係起案綴 昭和20年以降」（同00166100）の簿冊は逆に、国家地方警察に関する資料五点を除くと、残り二一点の資料全てが、内務省警保局に関する資料となっている。

⁴⁸ 『国立公文書館年報』第3号、国立公文書館、一九七五年、七頁。

⁴⁹ 「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方」、二〇二〇年二月、<https://www.archives.go.jp/information/pdf/mokuroku.pdf>。

⁵⁰ 安藤正人『記録史料学と現代アーカイブズの科学をめざして』、吉川弘文館、一九九八年、一七一頁。

⁵¹ 本誌では以前にも、西山直志「国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料の検索手段」（第五七号）のように、当館所蔵資料に対しての検索手段の構築・レファレンスツールの開発などを試みた論稿も発表されている。

本稿は、西山論文とは異なる資料群を対象として、当館所蔵資料に関する情報提供と資料に対するアプローチ方を模索するものとなっている。本稿もまた、当館所蔵資料に対する多様な試みの一助となれば幸いである。

⁵² ただし、自治省から移管された地方行政関連資料（例：「諸法令指令録（達、勅令、省令）」（昭48自治00009100）など、件名目録が存在しない資料は、簿冊一点を資料一点とカウントする形にしている。

⁵³ 警察官・消防官の服制（制服・装備品など）規程を改正する際は、「警察官及消防官服制に関する件」（平9警察00182100-062）に見られるように、警察・消防を一括した形での改正が建議されることが多い。

この場合、注釈などを付した上で、警察関係資料、または消防関係資料に分類する、もしくは「服制」関係資料として新たに分類するといった選択肢があり得るだろうが、いずれにしても判断に悩む所ではある。こうした事例のように、複数の領域にまたがった資料を分類するに当たり、どのような形で行うのかについては、中々に難しい部分もある。

⁵⁴ 例えば、二〇二三（令和五）年度に気象庁から当館へと移管された資料の中に、「内務省地理局東京気象台」の名が表紙に記された資料が存在している（「気象観測法」、明治一九年一月。令5気象03581100）。このように各省庁からの移管資料に混じった形で、内務省や省内部局の関連資料が今後新たに当館へと移管される可能性は、十分考えられ得るものである。

（調査員）